

別表 日常生活用具一覧表

種目	品目	対象者（者）	対象者（児・者）	性能（者）	性能（児）	耐用年数	基準額
介護・訓練支援用具	特殊寝台	下肢又は体幹機能障害2級以上 難病患者等にあっては、寝たきりの状態にある者。（※）	—	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。	—	8年	154,000
介護・訓練支援用具	特殊マット	下肢又は体幹機能障害1級（常時介護を要する者に限る。） 難病患者等にあっては、寝たきりの状態にある者。（※）	児童相談所又は知的障害児・者として判定された者に限る。当該手帳に身体上の障害（下肢又は体幹機能障害に係るものに限る。）の程度が1級であって、常時介護を要するもので原則として3歳以上のもの。 難病患者等にあっては、寝たきりの状態にあるもの。（※）	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は排泄を防止できる機能を有するもの。	失禁等による汚染又は排泄を防止するためマット（寝具）にビニール等の加工をしたもの。	5年	70,000
介護・訓練支援用具	特殊尿器	下肢又は体幹機能障害1級（常時介護を要する者に限る。） 難病患者等にあっては、自分で排尿できない者。（※）	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害（下肢又は体幹機能障害に係るものに限る。）の程度が1級であって、常時介護を要するもので原則として3歳以上のもの。 難病患者等にあっては、自分で排尿できないもの。（※）	尿が自動的に吸引されるもので、障害児等又は介護者が容易に使用し得るもの。	尿が自動的に吸引されるもので、障害児等又は介護者が容易に使用し得るもの。	5年	67,000
介護・訓練支援用具	入浴担架	下肢又は体幹機能障害2級以上（入浴に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。）又は、同程度の障害（※）を有する難病患者等。	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害（下肢又は体幹機能障害に係るものに限る。）の程度が1級又は2級であって、入浴に介助を要するもので原則として3歳以上のもの。又は、同程度の障害（※）を有する難病患者等。	障害者等を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの。	障害児等を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの。	5年	82,400
介護・訓練支援用具	体位変換器	下肢又は体幹機能障害2級以上（下痢交換等に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。） 難病患者等にあっては、寝たきりの状態にある者。（※）	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害（下肢又は体幹機能障害に係るものに限る。）の程度が1級又は2級であって、下痢交換等に当たって家族等他人の介助を要するもので原則として学齢児以上とのもの。 難病患者等にあっては、寝たきりの状態にあるもの。（※）	介助者が障害者等の体位を変換せしめるに容易に使用し得るもの。	障害児等又は介護者が容易に使用し得るもの。	5年	15,000
介護・訓練支援用具	移動用リフト	下肢又は体幹機能障害2級以上 難病患者等にあっては、下肢又は体幹機能障害のある者。（※）	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害（下肢又は体幹機能障害に係るものに限る。）の程度が1級又は2級であって、原則として3歳以上のもの。 難病患者等にあっては、下肢又は体幹機能障害のあるもの。（※）	介助者が障害者等を移動させるに当たって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他の住宅改修を伴うものを除く。	介助者が障害児等を移動させるに当たって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他の住宅改修を伴うものを除く。	4年	159,000
介護・訓練支援用具	訓練いす	—	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害（下肢又は体幹機能障害に係るものに限る。）の程度が1級又は2級であるものとして記載されているもので、原則として3歳以上のもの。又は、同程度の障害（※）を有する難病患者等。	—	原則として付属のテーブルをつけるものとする。	5年	33,100
介護・訓練支援用具	訓練用ベッド	—	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害（下肢又は体幹機能障害に係るものに限る。）の程度が1級又は2級であるものとして記載されているもので、原則として学齢児以上とのもの。 難病患者等にあっては、下肢又は体幹機能に障害があるもの。（※）	—	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの。	8年	159,200
介護・訓練支援用具	カーシート	体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の難病による運動機能障害を有する者であって、障害等級2級以上の者。又は、同程度の障害（※）を有する難病患者等。	—	障害者等が乗車時における座位保持を可能とする機能を有するもの。	—	3年	50,000
自立生活支援用具	入浴補助用具	下肢又は体幹機能障害者であって、入浴に介助を必要とする者。 難病患者等にあっては、入浴に介助を要する者。（※）	下肢又は体幹機能障害者であって、入浴に介助を要するもので原則として3歳以上のもの。 難病患者等にあっては、入浴に介助を要するもの。（※）	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害児等又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害児等又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	5年	90,000
自立生活支援用具	便器	下肢又は体幹機能障害2級以上 難病患者等にあっては、常時介護を要する者。（※）	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害（下肢又は体幹機能障害に係るものに限る。）の程度が1級又は2級であるものとして記載されているもので、原則として学齢児以上とのもの。 難病患者等にあっては、常時介護を要するもの。（※）	障害者等が容易に使用し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	障害者等が容易に使用し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	29,800
自立生活支援用具	頭部保護帽	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有する身体障害者であって、必要と認められる者。又は、同程度の障害（※）を有する難病患者等。	児童相談所又は知的障害児・者として判定されたもの、若しくは精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているもので、てんかんの発作等により頭頸部に転倒するもの、又は、身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害（平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害に係るものに限る。）を有し、必要と認められるもの。又は、同程度の障害（※）を有する難病患者等。	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの。	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの。	3年	17,500

種目	品目	対象者（者）	対象者（児・者）	性能（者）	性能（児）	耐用年数	基準額
自立生活支援用具	T字状・棒状のつえ	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有する身体障害者であって、必要と認められる者。又は、同程度の障害（※）を有する難病患者等。	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害（平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害に係るものに限る。）を有し、必要と認められるもの。又は、同程度の障害（※）を有する難病患者等。	障害者等が容易に使用し得るもの。	障害児等が容易に使用し得るもの。	3年	3,000
自立生活支援用具	移動・移乗支援用具	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有し、家庭内の移動等において介助を必要とする者。又は、同程度の障害（※）を有する難病患者等。	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体機能の状態（平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害に限る。）を有し、家庭内の介助を必要とするもの。又は、同程度の障害（※）を有する難病患者等。	おむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 ア 脊椎等の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。 イ 駆倒予防、立ち上がり動作補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	おむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 ア 障害児等の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安全性を有するもの。 イ 駆倒予防、立ち上がり動作補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	60,000
自立生活支援用具	特殊便器	上肢障害2級以上 難病患者等にあっては、上肢機能に障害のある者。（※）	児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害児・者として判定された障害の程度が重度又は最重度であるもの及び身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害（上肢障害に限る。）の程度が、級又は2級であるものとして記載されているものとて学齢児以上のもとの、原則として学齢児以上のもとの、難病患者等にあっては、上肢機能に障害のあるもの。（※）	障害者等が容易に使用できるもので、温水温風を出し得るもの及び知的障害児・者を介護している者が容易に使用しうるもので温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	障害児等が容易に使用できるもので、温水温風を出し得るもの及び知的障害児・者を介護している者が容易に使用しうるもので温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	151,200
自立生活支援用具	火災警報器	障害等級2級以上で、かつ、火災発生の感知又は避難が著しく困難な障害者。又は、同程度の障害（※）を有する難病患者等。	児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害児・者として判定された障害の程度が重度又は最重度であるもの及び身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害（級又は2級であるものとして記載されているもの）の程度が、級又は2級であるものとして記載されているものとて火災発生の感知又は避難が著しく困難なもの。難病患者等にあっては、火災発生の感知又は避難が著しく困難な難病患者等（※）のみの世帯及びこれに準ずる世帯。	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの。	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの。	8年	15,500
自立生活支援用具	自動消火器	障害等級2級以上で、かつ、火災発生の感知又は避難が著しく困難な障害者。又は、同程度の障害（※）を有する難病患者等（※）のみの世帯及びこれに準ずる世帯。	児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害児・者として判定された障害の程度が重度又は最重度であるもの及び身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害の程度が1級又は2級であるものとして記載されているものとて火災発生の感知又は避難が著しく困難なもの。難病患者等にあっては、火災発生の感知又は避難が著しく困難な難病患者等（※）のみの世帯及びこれに準ずる世帯。	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消し得るもの。	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消し得るもの。	8年	28,700
自立生活支援用具	電磁調理器	視覚障害2級以上又は、同程度の障害（※）を有する難病患者等。（日常生活上必要と認められる世帯）	児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害児・者として判定された障害の程度が重度又は最重度であって18歳以上のもの。又は、同程度の障害（※）を有する難病患者等。	視覚障害者等が容易に使用し得るもの。	知的障害者等が容易に使用し得るもの。	6年	41,000
自立生活支援用具	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害2級以上又は、同程度の障害（※）を有する難病患者等。	視覚障害2級以上であって原則として学齢児以上とのもの。又は、同程度の障害（※）を有する難病患者等。	視覚障害者等が容易に使用し得るもの。	視覚障害児等が容易に使用しうるもの。	5年	12,000
自立生活支援用具	聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害2級以上又は、同程度の障害（※）を有する難病患者等。（日常生活上必要と認められる世帯）	—	音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの。	—	5年	87,400
自立生活支援用具	視覚障害者用音声ICタグレコーダー	視覚障害2級以上である者又は、同程度の障害（※）を有する難病患者等。	視覚障害2級以上である者であって原則として学齢児以上であるもの。又は、同程度の障害（※）を有する難病患者等。	視力に障害を有する者の物の識別を容易にする製品であって、ICタグその他の識別情報を無線等により読み取り、当該識別情報をあらかじめ関連づけられた登録音声データを音声により案内に行う機能を有する機器であって、点字、凸線等により操作ボタンが知覚でき、視覚障害者等が容易に使用し得るもの。	視力に障害を有する者の物の識別を容易にする製品であって、ICタグその他の識別情報を無線等により読み取り、当該識別情報をあらかじめ関連づけられた登録音声データを音声により案内に行う機能を有する機器であって、点字、凸線等により操作ボタンが知覚でき、視覚障害児等が容易に使用し得るもの。	5年	59,800
自立生活支援用具	地震防災用具	障害等級4級以上の障害者であって地震発災時の安全確保が困難又は避難生活に支障が生じる者。又は、同程度の障害（※）を有する難病患者等。	児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害児・者として判定された障害の程度が重度又は最重度であるもの及び障害等級4級以上の障害児であって、地震発災時の安全確保が困難又は避難生活に支障が生じるもの。又は、同程度の障害（※）を有する難病患者等。	地震発災若しくは避難中に障害者等が容易に使用し得るもの。又は地震発災時に障害児等の安全を確保する機能を有し、次に掲げるもの。 ・防災用ベスト ・防災用リュック ・その他障害に関する専門的な知識や技術を要する防災用具であって、一般的に普及していないもの	地震発災若しくは避難中に障害児等が容易に使用し得るもの。又は地震発災時に障害児等の安全を確保する機能を有し、次に掲げるもの。 ・防災用ベスト ・防災用リュック ・その他障害に関する専門的な知識や技術を要する防災用具であって、一般的に普及していないもの	5年	・防災用ベスト：5,000 ・防災用リュック：7,000 ・その他：50,000
自立生活支援用具	聴覚過敏者用イヤーマフ・デジタル耳栓	児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害児・者として判定された者。若しくは精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で、聴覚過敏であると医師に認められた者	児童相談所において知的障害児として判定された児童等、若しくは精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている児童等で、聴覚過敏であると医師に認められた者	聴覚過敏のある者が使用するイヤーマフ、デジタル耳栓で、周囲の不快な音を遮断する効果のあるもの	聴覚過敏のある者が使用するイヤーマフ、デジタル耳栓で、周囲の不快な音を遮断する効果のあるもの	3年	20,000
在宅療養等支援用具	発動発電機及び人工呼吸器用外部バッテリー等	在宅で人工呼吸器を使用している者であって、呼吸機能障害3级以上又は同程度の身体障害者。又は、同程度の障害（※）を有する難病患者等。	在宅で人工呼吸器を使用している者であって、呼吸機能障害3级以上又は同程度の身体障害者。又は、同程度の障害（※）を有する難病患者等。	介護者が容易に使用し得るもの	介護者が容易に使用し得るもの	—	200,000

種目	品目	対象者(者)	対象者(児・者)	性能(者)	性能(児)	耐用年数	基準額
在宅療養等支援用具	透析液加温器	腎臓機能障害3級以上で自己連続携行式腹膜透析法(CAPD)による透析療法を行なう者。又は、同程度の障害(※)を有する難病患者等。	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害(腎臓機能障害に限る。)の程度が1級又は2級であるもの。又は、同程度の障害(※)を有する難病患者等。	透析液の加温し、一定温度に保つもの。	透析液を加温し、一定温度に保つもの。	5年	51,500
在宅療養等支援用具	ネブライザー(吸入器)	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害者であって、必要と認められる者。難病患者等にあっては、呼吸機能に障害がある者。(※)	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害(呼吸器機能障害に限る。)の程度が3級以上であるもの。又は同程度の身体障害児であって必要と認められるもの。難病患者等にあっては、呼吸機能に障害があるもの。(※)	障害者等が容易に使用し得るもの。	障害児等が容易に使用し得るもの。	5年	36,000
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害者であって、必要と認められる者。難病患者等にあっては、呼吸機能に障害がある者。(※)	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害(呼吸器機能障害に限る。)の程度が3級以上であるもの。又は同程度の身体障害児であって必要と認められるもの。難病患者等にあっては、呼吸機能に障害があるもの。(※)	障害者等が容易に使用し得るもの。	障害児等が容易に使用し得るもの。	5年	56,400
在宅療養等支援用具	吸引器・ネブライザーツイン用	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害者であって、必要と認められる者。又は、同程度の障害(※)を有する難病患者等。	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害(呼吸器機能障害に限る。)の程度が3級以上であるもの。又は同程度の身体障害児であって必要と認められるもの。又は、同程度の障害(※)を有する難病患者等。	障害者等が容易に使用し得るもの。	障害児等が容易に使用し得るもの。	5年	69,000
在宅療養等支援用具	酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う者	—	障害者等が容易に使用し得るもの。	—	10年	17,000
在宅療養等支援用具	視覚障害者用体温計(音声式)	視覚障害2級以上又は、同程度の障害(※)を有する難病患者等。(日常生活上必要と認められる世帯)	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害(視覚障害に限る。)の程度が1級又は2級であって原則として学齢児以上の者の。又は、同程度の障害(※)を有する難病患者等。(当該者の世帯が単身世帯及びこれに準ずる世帯である場合に限る。)	視覚障害者等が容易に使用し得るもの。	障害児等が容易に使用し得るもの。	5年	9,000
在宅療養等支援用具	視覚障害者用体重計	視覚障害2級以上又は、同程度の障害(※)を有する難病患者等。(日常生活上必要と認められる世帯)	—	視覚障害者等が容易に使用し得るもの。	—	5年	18,000
在宅療養等支援用具	視覚障害者用血圧計(音声式)	視覚障害2級以上又は、同程度の障害(※)を有する難病患者等。(日常生活上必要と認められる世帯)	—	視覚障害者等が容易に使用し得るもの。	—	5年	15,000
在宅療養等支援用具	パルスオキシメーター	呼吸器機能障害、心臓機能障害又は同程度の障害を有する者であって、在宅酸素療法を行なっている又は人工呼吸器を装着している者。呼吸器又は心臓機能障害以外の場合には医師が必要と認めた者。難病患者等にあっては、在宅酸素療法を行なっている又は人工呼吸器の装着が必要な者。(※)	呼吸器機能障害、心臓機能障害又は同程度の障害を有する児であって、在宅酸素療法を行なっている又は人工呼吸器を装着しているもの。(呼吸器又は心臓機能障害以外の場合には医師が必要と認めたもの)。難病患者等にあっては、在宅酸素療法を行なっている又は人工呼吸器の装着が必要なもの。(※)	脈拍数と経皮的動脈血酸素飽和度を測定でき、障害児等及び介護者が容易に使用できるもの。又、難病患者等にあっては、真に必要と認める場合に限り、呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有するもので、難病患者等が容易に使用できるもの。	脈拍数と経皮的動脈血酸素飽和度を測定でき、障害児等及び介護者が容易に使用できるもの。又、難病患者等にあっては、真に必要と認める場合に限り、呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有するもので、難病患者等が容易に使用できるもの。	5年	42,000 呼吸状態を継続的にモニタリングすることができる機能を有するものにあっては、157,500
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	音声機能若しくは言語機能障害児又は肢体不自由者であって、発声・発語に著しい障害を有する者。又は、同程度の障害(※)を有する難病患者等。	音声機能若しくは言語機能障害児又は肢体不自由者であって、発声・発語に著しい障害を有するもので原則として学齢児以上のもの。又は、同程度の障害(※)を有する難病患者等。	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障害者等が容易に使用し得るもの。	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障害児等が容易に使用し得るもの。	5年	98,800
情報・意思疎通支援用具	情報・通信支援用具	視覚障害2級以上又は上肢機能障害2級以上若しくは脳原性運動機能障害(上肢機能障害に限る。)の身体障害者であって、必要と認められる者。又は、同程度の障害(※)を有する難病患者等。	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害(視覚障害又は上肢機能障害に限る。)の程度が2級以上であるものの、又は脳原性運動機能障害(上肢機能障害に限る。)のものであって、必要と認められるもの。又は、同程度の障害(※)を有する難病患者等。	パーソナルコンピュータ、タブレット端末又はスマートフォンを使用するにあたり障害特性に応じて必要な周辺機器又はソフト等であります。障害者等が容易に使用し得るもの。	パーソナルコンピュータ、タブレット端末又はスマートフォンを使用するにあたり障害特性に応じて必要な周辺機器又はソフト等であります。障害児等が容易に使用し得るもの。	4年	150,000
情報・意思疎通支援用具	点字ディスプレイ	視覚障害2級以上の身体障害者であって、必要と認められる者。又は、同程度の障害(※)を有する難病患者等。	—	コンピュータ、タブレット端末又はスマートフォンの画面情報を点字等により示すことのできるもの	—	6年	430,000
情報・意思疎通支援用具	点字器	主に、情報の入手を点字によっている視覚障害者。又は、同程度の障害(※)を有する難病患者等。	主に、情報の入手を点字によっている視覚障害児。又は、同程度の障害(※)を有する難病患者等。	視覚障害者等が容易に使用し得るもの。	障害児等が容易に使用し得るもの。	5年	10,400
情報・意思疎通支援用具	点字タイプライター	視覚障害2級以上又は、同程度の障害(※)を有する難病患者等。(本人が就労若しくは就労しているか又は就労が見込まれる者に限る。)	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害(視覚障害に限る。)の程度が1級又は2級又は、同程度の障害(※)を有する難病患者等であるもので原則として就労若しくは就労しているか又は就労が見込まれるもの。	視覚障害者等が容易に使用し得るもの。	障害児等が容易に使用し得るもの。	5年	82,000
情報・意思疎通支援用具	視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害2級以上。又は、同程度の障害(※)を有する難病患者等。	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害(視覚障害に限る。)の程度が1級又は2級又は、同程度の障害(※)を有する難病患者等。	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者等が容易に使用し得るもの。	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害児等が容易に使用し得るもの。	6年	85,000

別表

種目	品目	対象者(者)	対象者(児・者)	性能(者)	性能(児)	耐用年数	基準額
情報・意思疎通支援用具	視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚障害2級以上又は、同程度の障害(※)を有する難病患者等。	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害(視覚障害に限る。)の程度が1級又は2級であるものとして記載されているもので、原則として学齢児以上とのもの。又は、同程度の障害(※)を有する難病患者等。	文字情報と同一面上に記載された該当文字情報を暗号化した情報と読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害児等が容易に使用し得るもの。	文字情報と同一面上に記載された該当文字情報を暗号化した情報と読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害児等が容易に使用し得るもの。	6年	99,800
情報・意思疎通支援用具	視覚障害者用読書器	視覚障害者又は、同等と認められる難病患者等(※)であって、本装置により読書が可能になる者	視覚障害児又は、同等と認められる難病患者等(※)であって、本装置により読書が可能になるもので、原則として学齢児以上とのもの。	画像入力装置を読みたいもの(印刷物等)の上に置くことで、拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せるもの又は撮像した活字を文字として認識し、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、障害者等が容易に使用できるもの。	画像入力装置を読みたいもの(印刷物等)の上に置くことで、拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せるもの又は撮像した活字を文字として認識し、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、障害児等が容易に使用できるもの。	8年	250,000
情報・意思疎通支援用具	視覚障害者用小型拡大読書器	視覚障害者又は、同程度の障害(※)を有する難病患者等であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者	視覚障害児又は、同程度の障害(※)を有する難病患者等(※)であって、本装置により文字等を読むことが可能になるもので、原則として学齢児以上とのもの。	読みたいもの(印刷物等)の上に置いて拡大された画像を表示できるもので、容易に持ち運びのできるもの。	読みたいもの(印刷物等)の上に置いて拡大された画像を表示できるもので、容易に持ち運びのできるもの。	5年	35,900
情報・意思疎通支援用具	視覚障害者用時計	視覚障害2級以上又は、同程度の障害(※)を有する難病患者等。	—	視覚障害者等が容易に使用し得るもの。	—	5年	13,300
情報・意思疎通支援用具	視覚障害者用ラジオ	視覚障害2級以上又は、同程度の障害(※)を有する難病患者等。	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害(視覚障害に限る。)の程度が1級又は2級であるものとして記載されているもので、原則として学齢児以上とのもの。又は、同程度の障害(※)を有する難病患者等。	テレビ放送等の音声を受信する機能を有し、視覚障害者等が容易に使用し得るもの。	テレビ放送等の音声を受信する機能を有し、視覚障害児等が容易に使用し得るもの。	5年	29,000
情報・意思疎通支援用具	聴覚障害者用印字型通信装置	聴覚障害者又は発声・発語に著しい障害を有する者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者。又は、同程度の障害(※)を有する難病患者等。	聴覚障害児又は発声・発語に著しい障害を有する児童であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められるもの。又は、同程度の障害(※)を有する難病患者等。	通信回線に接続することにより、音声の代わりに、文字等の印字により通信が可能な機器であり、障害者等が容易に使用できるもの。	通信回線に接続することにより、音声の代わりに、文字等の印字により通信が可能な機器であり、障害児等が容易に使用できるもの。	5年	25,000
情報・意思疎通支援用具	聴覚障害者用映像型通信装置	聴覚障害者又は発声・発語に著しい障害を有する者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者。又は、同程度の障害(※)を有する難病患者等。	聴覚障害児又は発声・発語に著しい障害を有する児童であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められるもの。又は、同程度の障害(※)を有する難病患者等。	通信回線に接続することにより、音声の代わりに、映像等により通信が可能な機器であり、障害者等が容易に使用できるもの。	通信回線に接続することにより、音声の代わりに、映像等により通信が可能な機器であって、障害児等が容易に使用できるもの。	5年	71,000
情報・意思疎通支援用具	聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害者であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる者。又は、同程度の障害(※)を有する難病患者等。	聴覚障害児であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる児童。又は、同程度の障害(※)を有する難病患者等。	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者等が容易に使用し得るもの。	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害児向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害児等が容易に使用し得るもの。	6年	88,900
情報・意思疎通支援用具	人工喉頭	音声機能障害者等、本装置により発声が可能になる者	音声機能障害児等、本装置により発声が可能になるもの	呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの。又は、頸下部等にあてた電動板を駆動させ経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの。	呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの。又は、頸下部等にあてた電動板を駆動させ経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの。	5年	73,000
情報・意思疎通支援用具	埋込型人工喉頭用人工鼻※1	音声機能障害者等であって、常時埋込型の人工喉頭を使用する者。	音声機能障害児等であって、常時埋込型の人工喉頭を使用するもの。	発声が可能となる機器であり、障害者等又は介助者が容易に使用し得るもの。	発声が可能となる機器であり、障害児等又は介助者が容易に使用し得るもの。	—	28,600円(月額)
※1 保険適用による購入が優先される。							
情報・意思疎通支援用具	福祉電話	難聴者又は外出困難な身体障害者(原則として2級以上)であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる者。又は、同程度の障害(※)を有する難病患者等。	—	障害者等が容易に使用し得るもの。	—	6年	40,000
情報・意思疎通支援用具	視覚障害者用図書	主に、情報の入手を点字、大活字、音訳によっている視覚障害者。又は、同程度の障害(※)を有する難病患者等。	主に、情報の入手を点字、大活字、音訳によっている視覚障害児。又は、同程度の障害(※)を有する難病患者等。	点字図書、大活字図書、DAISY図書	点字図書、大活字図書、DAISY図書	—	市長が必要と認めた額
情報・意思疎通支援用具	人工内耳用電池	聴覚障害者又は、同程度の障害(※)を有する難病患者等であって、現に人工内耳を装用している者。	聴覚障害児又は、同程度の障害(※)を有する難病患者等であって、現に人工内耳を装用しているもの。	人工内耳用電池等で、次の又はイのいずれかとする。 ア 人工内耳用ボタン電池 イ 人工内耳用充電器及び充電池	人工内耳用電池等で、次の又はイのいずれかとする。 ア 人工内耳用ボタン電池 イ 人工内耳用充電器及び充電池	充電器：3年 充電池：1年	ボタン電池：2,500円(月額) 充電器：28,600円 充電池：17,600円
情報・意思疎通支援用具	暗所視支援眼鏡	夜盲又は視野狭窄の症状を有する視覚障害者であって、白杖を使用した単独歩行が可能で、医師の意見書等で有用性及び安全性が認められる者。又は、同程度の障害(※)を有する難病患者等。 <small>(実機を体験し給付が必要であると認められるものに限る。)</small>	夜盲又は視野狭窄の症状を有する視覚障害児であって、白杖を使用した単独歩行が可能で、医師の意見書等で有用性及び安全性が認められるもので、原則として学齢児以上のもの。又は、同程度の障害(※)を有する難病患者等。 <small>(実機を体験し給付が必要であると認められるものに限る。)</small>	画像入力装置を見たいものにかざすことで、明るく拡大された画像等を目の前のモニターに映し出せるもの	画像入力装置を見たいものにかざすことで、明るく拡大された画像等を目の前のモニターに映し出せるもの	8年	395,000
情報・意思疎通支援用具	人工内耳外機	現に人工内耳を装用している者。ただし、医療保険が適用される場合を除く。	現に人工内耳を装用している児童。ただし、医療保険が適用される場合を除く。	人工内耳用音声信号処理装置及び人工内耳用ヘッドセットであって、現に装用している人工内耳外機が5年以上経過しているもの。	人工内耳用音声信号処理装置及び人工内耳用ヘッドセットであって、現に装用している人工内耳外機が5年以上経過しているもの。	5年	372,000

種目	品目	対象者（者）	対象者（児・者）	性能（者）	性能（児）	耐用年数	基準額
排泄管理支援用具	ストーマ装具	ストーマ造設者	ストーマ造設児	低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収納袋又は密閉型の収尿袋（尿処理用のキャップ付）とする。ラテックス製又はプラスチックフィルム製。障害者等又は介助者が容易に使用し得るもの。	低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収納袋又は密閉型の収尿袋（尿処理用のキャップ付）とする。ラテックス製又はプラスチックフィルム製。障害児等又は介助者が容易に使用し得るもの。	—	8,900円（普通便袋／1ヵ所あたりの皮膚保護剤及び袋を身体に密着させるものを含む月額）・11,700円（普通便袋／1ヵ所あたりの月額）
排泄管理支援用具	收尿器	高度の排尿機能障害者又は、同程度の障害（※）を有する難病患者等。	高度の排尿機能障害のある児又は、同程度の障害（※）を有する難病患者等。	障害者等又は介助者が容易に使用し得るもの。	障害児等又は介助者が容易に使用し得るもの。	—	8,500
排泄管理支援用具	紙おむつ等（紙おむつ、洗腸用具、サラン・ガーゼ等衛生用品）	高度の排便、排尿機能障害者又は脳原性運動機能障害かつ意思表示困難者。又は、同程度の障害（※）を有する難病患者等。	高度の排便、排尿機能障害のある児又は脳原性運動機能障害かつ意思表示困難な児又は、同程度の障害（※）を有する難病患者等で申請時に3歳以上の児。	障害者等又は介助者が容易に使用し得るもの。	障害児等又は介助者が容易に使用し得るもの。	—	12,000円（月額）
住宅改修費	居宅生活動作補助用具	下肢、体幹機能障害若しくは乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）を有する者であって障害等級3級以上の者（ただし、特殊便器への取替えをする場合は上肢障害2級以上の者）又は視覚障害2級以上の者。難病患者等にあっては、下肢又は体幹機能に障害がある者。（※）	下肢、体幹機能障害若しくは乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）を有する学齢児以上の身体障害児であって障害程度等級3級以上のもの（ただし、特殊便器への取替えをする場合は、上肢障害2級以上のもの。又、難病患者等にあっては、下肢又は体幹機能に障害があるもの。（※）	障害者等の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの。	障害児等の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの。	原則1回とする	500,000